

市 基準	既存の通所介護事業所による専門的なサービス	事業所・NPO等の多様な担い手によるサービス	通所介護(要介護1～5)と『介護予防型通所サービス』と『閉じこもり予防型通所サービス』を一体的に実施
サービス種別	『介護予防型通所サービス』	『閉じこもり予防型通所サービス』 (緩和した基準によるサービス)	
1 対象者	要支援者・チェックリスト該当者	要支援者・チェックリスト該当者	
2 事業の実施方法	事業者指定	事業者指定	
3 ケアマネジメント	現行と同様のケアマネジメント(ケアマネジメントA) : 442単位 ・委託の場合現行相当 (計画作成:3,978円 初回加算:300単位 委託連携加算:300単位)	現行と同様のケアマネジメント(ケアマネジメントA) : 442単位 ・委託の場合現行相当 (計画作成:3,978円 初回加算:300単位 委託連携加算:300単位)	
4 市町村の負担方法	利用1回ごとの出来高払い	利用1回ごとの出来高払い	
5 個別サービス計画	作成(現行の計画と同様)	作成(簡素化した計画)	
6 単位等	<p>○要支援1・事業対象者:週1回程度 436単位/回 月4回超の場合 1,798単位/月</p> <p>○要支援2 :月5回以上 447単位/回 月8回超の場合 3,621単位/月</p> <p>【利用者負担】個人の負担割合による ※月単位報酬超の利用者負担徴収は不可 ※要支援2は月5回以上のケアプランを作成すること。 ただし、実績により4回以下の利用となった場合は、 395単位×利用回数で算出すること。</p>	<p>要支援1・事業対象者:週1回程度 1日 418単位/回 半日 378単位/回 月4回超の場合 1,720単位/月</p> <p>要支援2 :週2回程度 1日 418単位/回 半日 378単位/回 月8回超の場合 3,369単位/月(一日利用) 3,124単位/月(半日利用)</p> <p>※サービス提供時間 1日:5時間以上9時間未満 半日:3時間以上5時間未満 ※同一月内において一人の利用者についてのケアプランは、一日利用のみ、または 半日利用のみのどちらかを選択し、同一月内において一日利用と半日利用が混在 しないように作成すること。 【利用者負担】個人の負担割合による ※月単位報酬超の利用者負担徴収は不可 ※要支援2は月5回以上のケアプランを作成すること。 ただし、実績により4回以下の利用となった場合は、 418(378)単位×利用回数で算出すること。</p>	
7 加算等	介護職員等処遇改善加算:Ⅱ～Ⅴ (国の基準どおり)	介護職員等処遇改善加算:Ⅱ～Ⅴ (国の基準どおり)	
8 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の通所介護と同様のサービス (サービス提供時間は5時間以上9時間未満)</li> <li>・生活機能向上を図る目標を明確に定め、目標達成に資する機能訓練を実施する。</li> <li>・自宅で入浴ができず、リハビリを必要とする方※ ※リハビリ時間は30分以上で、形態は個別・集団を問わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活機能訓練や社会交流の場を提供する。</li> <li>・閉じこもり、認知症予防等を目的とし、レクリエーション、体操などを実施する。</li> </ul>	
9 送迎	あり(単位に含む)	(単位に含む)	
10 人員	<p>管理者※1 :常勤・専従1以上 生活相談員 :専従1以上 看護職員※2 :専従1以上 介護職員 :～15人専従1以上、15人～利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 提供日ごとに、看護職員として専従する時間を確保すること</p>	<p>管理者※ :専従1以上 従事者 :～15人専従1以上(初任者研修修了者もしくは同等以上の有資格者)、15人～利用者1人につき0.2以上</p> <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 〔生活相談員、看護職員の配置を緩和〕</p>	<p>管理者※ :常勤・専従1以上 生活相談員 :専従1以上 看護職員 :専従1以上 介護職員 :～15人専従1以上、15人～利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</p> <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※「専ら従事」、「専ら提供に当たる」は、兵庫県「通所介護の手引き」に記載の考え方に準ずる。〈以下手引きより〉「専ら従事」、「専ら提供に当たる」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいい、サービス提供時間帯とは、事業所における勤務時間(サービスの単位ごとの提供時間)をさし、従事者の常勤・非常勤の別を問わない。(あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種に従事者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことで足りる。)</p>
11 限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象・国保連で管理	限度額管理の対象・国保連で管理	
12 事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払	
13 サービス提供者	通所介護事業者	通所介護事業者	
14 その他	高額介護サービス費対象 負担割合証発行	高額介護サービス費対象 負担割合証発行	
15 設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行と同様、要支援者等と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</li> <li>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・静養室・相談室・事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行と同様、要支援者等と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</li> <li>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・静養室・相談室・事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行と同様、要支援者等と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</li> <li>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・静養室・相談室・事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>
16 運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明、同意</li> <li>・提供拒否の禁止 ・秘密保持等</li> <li>・従事者の清潔の保持、健康状態の管理</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止、休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の簡素化</li> <li>・運営規程等の説明、同意</li> <li>・提供拒否の禁止 ・秘密保持等</li> <li>・従事者の清潔の保持、健康状態の管理</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止、休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明、同意</li> <li>・提供拒否の禁止 ・秘密保持等</li> <li>・従事者の清潔の保持、健康状態の管理</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止、休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)</li> </ul>
17 備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事代などの実費は利用者負担</li> <li>・利用対象者は入浴支援等の身体介護を必要とする者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事代などの実費は利用者負担</li> <li>・リハビリ、入浴にかかる費用は実費を利用者負担とすることが可能</li> </ul>	